

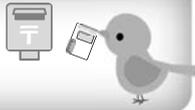
# 保育所等<sup>\*</sup>入園案内

別冊 保育施設一覧も  
あわせてご覧ください

<sup>\*</sup>保育所等…保育園、認定こども園（保育部分）、地域型（小規模・家庭的）保育をいいます。

[郵送・問合せ先]

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号  
草加市 こども未来部 保育課



電話 048 (922) 1491 (直通)  
FAX 048 (922) 3274  
HP <https://www.city.soka.saitama.jp>  
開庁時間 平日 8:30~17:00  
※水曜夜間窓口、日曜窓口では受付できません。



## 入園案内配布場所

- ・保育課窓口
- ・子育て支援センター (✕)
- ・各保育所等 (✕)

(✕) 在庫部数に限りがあります。ご注意ください。  
市のホームページからもダウンロードできます。

P.23の  
Q&A よくある質問  
も参考にしなね



### 令和6年度 4月入園 申込受付期間（締切日）

<p><b>一斉（1次）</b> 申込み・受付</p> <p>※締切日時時点で 草加市外に在住の 方は、<b>[P.10・11]</b> を参照してください。</p> <p>※保育課窓口での4月 入園一斉（1次）の 申込み・受付はでき ません。</p>	<p><b>郵送申込み</b> 受付期間（締切日） 令和5（2023）年<b>10月10日（火）</b>～令和5（2023）年<b>11月7日（火）</b> <b>消印有効</b></p> <p><b>郵送の注意</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●書類が保育課に到着後、概ね<b>1週間～10日以内</b>を目安に、保育課から保護者宛てに書類到着と不足書類等確認の通知を発送します。</li> <li>●保育課は郵便事故の責任は負いかねますので、郵送した記録を残すため【<b>特定記録郵便</b>】を利用してください。</li> </ul> <p>・令和5（2023）年11月8日（水）以降の消印で届いた場合、<b>2次申込みの扱い</b>とします。</p> <p><b>会場申込み</b> 受付期間（締切日） 別紙「4月入園申込み会場受付について」を確認してください。 令和5（2023）年<b>11月16日（木）</b>～令和5（2023）年<b>11月19日（日）</b> 会場…中央公民館 時間…9:00～17:00 ※土曜日・日曜日でも受け付けます。</p> <p>郵送申込み・会場申込み、 どちらの申込みでも 構いません。</p>
<p><b>不足書類の提出</b></p>	<p>受付期間（締切日） 令和5（2023）年10月10日（火）～令和5（2023）年11月27日（月） <b>消印有効</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送又は会場で1次申込みをした方で不足の書類があった場合に、郵送又は保育課窓口で不足書類提出を受け付けます。（保育課は郵便事故の責任は負いかねます。また、水曜夜間窓口及び日曜窓口での受け取りはできません。）</li> </ul>
<p><b>2次</b> 申込み・受付</p>	<p>受付期間（締切日） 令和5（2023）年<b>11月20日（月）</b>～令和6（2024）年<b>2月9日（金）</b> <b>保育課必着</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送（上記<b>郵送の注意</b>参照）、又は保育課窓口で提出してください。</li> <li>・一斉（1次）申込み・受付の利用調整（選考）後、<b>空きが生じた施設のみ</b>利用調整（選考）します。</li> <li>・一斉（1次）申込みをした結果、希望施設のすべてが保留（待機）の場合、2次選考の対象になります（取下げ者を除く）。申込み内容に変更がない場合、再申込みの必要はありません。</li> </ul>

### 令和6年度 5月以降入園 申込受付期間（締切日）

入園希望月	申込締切日	保育課必着	入園希望月	申込締切日	保育課必着
令和6年 5月	令和6年 4月10日（水）		令和6年 11月	10月10日（木）	
6月	5月10日（金）		12月	11月 8日（金）	
7月	6月10日（月）		令和7年 1月	12月10日（火）	
8月	7月10日（水）		2月	令和7年 1月10日（金）	
9月	8月 9日（金）		3月	2月10日（月）	
10月	9月10日（火）				

・郵送（上記**郵送の注意**参照）、又は保育課窓口（開庁時間：平日8:30～17:00、水曜夜間窓口及び日曜窓口での提出不可）に提出してください。

#### 申込みをする方へ

- ・保育所等は、入園状況により保留（待機）となる場合があります。
- ・入園申込後、入園の必要がなくなった場合は、速やかに保育課に連絡してください。
- ・提出された書類に、虚偽の内容があった場合は、入園できません。また、入園後に虚偽の内容があったことが分かった場合は、退園とします。

# もくじ

<b>1</b>	はじめに	<b>2</b>
①	入園の対象となる児童（保育を必要とする事由）	
	●入園後の条件	
	●出産前の入園申込受付について	
	●申込児童の下の子どもを妊娠中で申込みをする方	<b>3</b>
②	教育・保育給付認定について	<b>4</b>
	(1) 教育・保育給付認定の種類	
	(2) 教育・保育給付認定の有効期間・保育実施期間・保育利用時間	
	(3) 教育・保育給付認定（支給認定証）の変更・再交付について	<b>5</b>
<b>2</b>	申込みから入園までの流れ	<b>6</b>
①	必要書類作成	<b>7</b>
	●必要書類作成	
	●必要書類・用意すること	
	●保育を必要とする事由を証明する書類	<b>8</b>
	●該当者のみ必要な書類（利用者負担額等の算定に用いるもの）	
	●該当者のみ必要な書類（調整指数に反映するもの）	<b>9</b>
	●草加市外への申込みについて（草加市内→市外）	<b>10</b>
	●草加市外から草加市への申込みについて（転入・受託）	<b>11</b>
②	申込み・教育・保育給付認定申請	<b>12</b>
	●入園申込受付期間・受付場所	
	●申込内容等の変更手続	
③	利用調整（選考）	
④	結果通知	
	●結果通知時期 ①承諾（決定） ②保留（待機）	
	《令和6（2024）年度草加市保育実施基準表》	<b>13</b>
	《令和6（2024）年度草加市調整指数表》	<b>14</b>
	《指数が同点の場合の優先順位》	
⑤	健康診断・面接・入園説明	<b>15</b>
⑥	入園	
	●慣らし保育について	
	●移園について	
⑦	利用者負担額（保育料）等について	<b>16</b>
	●令和6（2024）年度利用者負担額（保育料）表	
	●0～2歳児の利用者負担額（保育料）減額制度について	<b>17</b>
	●3～5歳児の副食費免除について	<b>18</b>
	●支払方法について	
	●納付相談について	
	●時間外・延長保育について	<b>19</b>
	（参考）令和5（2023）年度 延長保育料金表	
<b>3</b>	保育課に届出が必要な場合	<b>20</b>
	●申込後	
	●入園承諾後	
	●入園後	
④	別途申込みが必要な施設・利用サービス	<b>21</b>
①	家庭保育室	
②	1号認定について	
	(1) 1号認定入園までの流れ	
	(2) 1号認定の利用者負担額（保育料）	
	(3) 1号認定の副食費免除制度	
③	一時保育について	<b>22</b>
④	送迎保育について	
⑤	なかよし広場について	
⑥	育成保育について	
<b>5</b>	Q&A よくある質問	<b>23</b>

P.O …参照ページ

- ☆…草加市の書式で提出してください。
- ◆…就労先で記入してもらってください。



# 1 はじめに

## 1 入園の対象となる児童（保育を必要とする事由）

保育所等とは、就労等（保育を必要とする事由）のため家庭で保育できない保護者（父母等）に代わって保育を行う施設です。児童の父母等が、次の理由により保育を必要とする場合に入園の申込みができます。

**※集団生活を経験させたい等の理由では保育所等入園の申込みはできません。**

- 1〔就 労※1〕 居宅内外で、一月に64時間以上、児童と離れて、日常の家事以外の収入が生じる労働を常態としていること（産前・産後休業又は育児休業取得中の方で、入園後に復職を前提とする方※2を含む）。
- 2〔求 職 活 動※3〕 就労が内定している、又は求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
- 3〔妊 娠・出 産※4〕 妊娠中又は出産後間がないこと（出産（予定）月が入園（希望）月の前後2か月にある方）。《注意》育児休業取得は在園継続の理由となりません。
- 4〔疾 病・障 が い〕 疾病、負傷、障がい有すること。
- 5〔介 護・看 護〕 長期にわたる疾病、負傷、障がい有する親族を常時介護・看護していること。
- 6〔災 害〕 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7〔就 学・技 能 習 得〕 学校（職業訓練校等を含む）に通っていること。
- 8〔虐 待・D V〕 児童虐待やDVのおそれがあり、小学校就学前までの子どもの保育が行えないこと。
- 9〔そ の 他〕 1～8に準ずる状態で、保育を必要とする事由があること。

※…… 入園後に条件がありますので、注意してください。

**●入園後の条件** 申込みの際、次の保育を必要とする事由で申込み場合は、入園後締切日までに必要書類を提出してください。入園時に下記の条件を満たさない、又は期日までに書類の提出や手続等がない場合は、退園とします。

保育を必要とする事由	提出書類	提出締切日	提出場所
※1〔就 労〕で産前・産後休業又は育児休業取得中ではない方	入園日（毎月1日）までに <b>申込時点と同等以上の就労時間及び日数の就労をしてください。申込時点と同等未満の場合、退園とします。</b>		
※2〔就 労〕で産前・産後休業又は育児休業取得中の方 （復職前提の申込みの方）	◆就労証明書（☆）	復職後速やかに （4月入園は6月10日まで） （入園月の翌月10日まで）	保育課 又は入園した施設 （郵送可）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月入園の場合は、6月1日付けまでに復職すること。</li> <li>・5月以降入園の場合は、入園月の翌月1日付けまでに復職すること。</li> </ul>	<b>申込時点と同等以上の就労時間及び日数で復職してください（短時間勤務制度利用での復職可）。申込時点と同等未満の場合、退園とします。</b> 復職後、就労先より発行された復職日記載の◆就労証明書（☆）を提出してください。		
地域型保育施設・家庭保育室の期間満了での申込みで、次子の育児休業中の方は、4月入園の場合のみ育児休業認定が引継がれるため、次子の入園が決定していなければ復職の必要はありません（5月以降に入園する場合は復職する必要があります）。			
※3 〔求職活動〕 《就労が内定している場合》 ※入園月に就労を開始すること 《就労が内定していない場合》 ※入園月から2か月後までに就労を開始すること	◆就労証明書（☆）	就労後速やかに （入園月から1か月後の10日まで）  就労後速やかに （入園月から2か月後の10日まで）	保育課 又は入園した施設 （郵送可）
※4〔妊娠・出産〕 出産（予定）月が入園希望月又は入園月の前後2か月	保育所等退所届（☆）	出産予定月から2か月目の末日まで	保育課 又は入園した施設 （郵送可）

### 注意事項

- ・保育実施期間は、出産予定月とその前後2か月の最長5か月間です。**それ以降の継続入園は、認められません。**その後も保育所等の入園を希望する場合は、一度退園して、改めて申込みが必要です。
- ・保育実施期間を小学校就学前まで希望する場合は、保育を必要とする事由を「妊娠・出産」以外の事由（「就労」等）で申込みしてください。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。

### ●出生前の入園申込受付について

出生前でも入園申込みは可能ですが、出産が遅れた等の理由により、**入園希望月の1日時点**で希望する保育所等の入園年齢要件を満たさない場合は、入園承諾となっても入園承諾取消しとし、翌月以降に改めて利用調整（選考）を行います。

**※出生後に必要書類の追記等の手続を行いますので、速やかに保育課までお問合せください。**

●申込児童の下の子どもを妊娠中で申込みをする方

申込児童の下の子どもを妊娠中で申込みをする方は以下の点に注意してください。

① 入園（希望）月が出産予定月の前後2か月内にある場合

(1)・(2)のどちらかを選択して申込みをしてください。

(1) 保育を必要とする事由を「妊娠・出産」で申込みをする場合

- ・保育実施期間は出産予定月とその前後2か月間の最長5か月間です。
- ・利用調整（選考）は「出産」の指数で行います。[ P.13 参照]

【例】

その後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、一度退園し、再度申込みが必要。

(2) 保育を必要とする事由を「妊娠・出産」以外の事由（「就労」等）で申込みをする場合

- ・保育実施期間は原則として小学校就学前までです。出産予定月から2か月経過後、「就労」等の保育を必要とする事由を開始し、必要書類（就労証明書等）を提出してください。
- ※育児休業を取得した場合は退園とします。
- ・利用調整（選考）は「妊娠・出産」以外の事由（「就労」等）の指数で行います。[ P.13 参照]

【例】

出産予定月から2か月経過後、申込時の保育を必要とする事由（就労等）を開始し、必要書類（就労証明書等）を提出すること。

② 入園（希望）月が出産予定月の前後2か月外にある方

- ・育児休業を取得している方は入園後育児休業から復職する必要があります。（4月入園は6月1日付けまでに、5月以降の入園は翌月1日付けまでに復職してください。）
- ※期日までに復職できなかった場合は退園とします。
- ・利用調整（選考）は「妊娠・出産」以外の事由（「就労」等）の指数で行います。[ P.13 参照]

【例1】

入園日時点で育児休業を取得している場合は、必ず復職すること。

【例2】

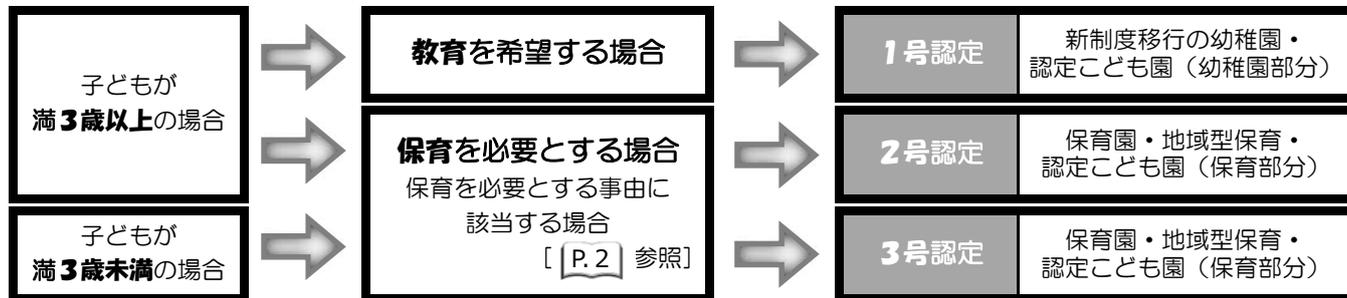
※申込児童の育児休業を取得中で申込みをした場合は、入園後、必ず申込児童の育児休業から復職してください。復職せずに連続して下の子どもの産前産後休業・育児休業を取得することはできません。

入園日時点で育児休業を取得している場合は、必ず復職すること。

## 2 教育・保育給付認定について

保育所等の利用に当たっては、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。  
 教育・保育給付認定申請書の提出後、草加市から支給認定証を交付します。  
 支給認定証は、有効期間まで大切に保管してください。提示を求める場合があります。  
 ※支給認定証は、保育所等に入園できることを意味するものではありません。

### (1) 教育・保育給付認定の種類



保育所等の利用に関しては、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

### (2) 教育・保育給付認定の有効期間・保育実施期間・保育利用時間

年齢や保育を必要とする事由（提出資料）によって、次のとおり区分され、教育・保育給付認定の有効期間や保育実施期間が異なり、保育利用時間は「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

保育を必要とする事由	2号認定（最長）		3号認定（最長）		保育実施期間（最長）※1	保育利用時間（原則）※2
1 就 労	(ア) 小学校 就学前まで	(イ) 満了する月の 末日まで	(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 満了する月の 末日まで	小学校就学前まで	就労時間による
2 求 職 活 動	認定開始日から 2か月間		(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 認定開始日 から2か月間	2か月間 〔P.2 参照〕	申請内容による
3 妊 娠 ・ 出 産	出産予定月と その前後2か月の計5か月間		(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 出産予定月と その前後2か月の 計5か月間	出産予定月と その前後2か月の 計5か月間 〔P.2 参照〕	保育標準時間
4 疾 病 ・ 障 が い	小学校就学前まで		満3歳の誕生日の 前々日まで		小学校就学前まで	保育標準時間の 通常保育
5 介 護 ・ 看 護	小学校就学前まで		満3歳の誕生日の 前々日まで		小学校就学前まで	申請内容による
6 災 害	小学校就学前まで		満3歳の誕生日の 前々日まで		小学校就学前まで	保育標準時間
7 就 学 ・ 技 能 習 得	(ア) 小学校 就学前まで	(イ) 満了する月の 末日まで	(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 満了する月の 末日まで	小学校就学前まで	申請内容による
8 虐 待 ・ D V	(ア) 小学校 就学前まで	(イ) 子どもの保育が 安全に行える月 の末日まで	(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 子どもの保育が 安全に行える月 の末日まで	小学校就学前まで	保育標準時間
9 育 児 休 業	(ア) 小学校 就学前まで	(イ) 終了する月の 末日まで	(ア) 満3歳の誕生日 の前々日まで	(イ) 終了する月の 末日まで	小学校就学前まで	保育標準時間の 通常保育

※ (ア) ・ (イ) はどちらか期間が短い方で認定されます。

#### ※1 注意事項

保育実施期間が当初小学校就学前までであっても、後で家庭や児童の状況等に変更が生じ、「保育を必要とする事由〔P.2 参照〕」がなくなった場合、保育実施期間は「保育を必要とする事由」がなくなった月の末日までです。引き続き保育を希望する場合は、「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出が必要です。期日までに必要書類の提出がない場合や自宅での保育が可能な場合、又は集団保育が適当ではない場合は、退園とします。

## ※2 注意事項

保育標準時間 利用	主にフルタイムの就労を想定した利用時間（1日11時間の利用） （就労時間 週30時間以上かつ月120時間以上） ・120時間の目安：1日6時間 × 週5日 × 4週間 = 120時間	イメージ
保育短時間 利用	主に上記以外の就労を想定した利用時間（1日8時間の利用） ・64時間の目安：1日4時間 × 週4日 × 4週間 = 64時間	イメージ

- ・保育利用時間は最長の時間を示しているものであり、実際の保育利用時間は、就労状況等を踏まえて入園した施設と調整の上で決定します。
- ・父母の保育を必要とする事由 [ P.2 参照 ] がそれぞれ異なる場合、保育利用時間等は原則として短い方に合わせて認定します。
- ・施設により、保育利用状況（延長保育の有無や利用開始可能年齢・土曜保育の有無等）が異なりますので、詳細は施設に確認してください。 [ 別冊 保育施設一覧 参照 ]

（例）保育時間について（延長保育がある公立保育園の場合）

### 保育標準時間 の場合



### 保育短時間 の場合



## （3）教育・保育給付認定（支給認定証）の変更・再交付について

支給認定証は、保育を必要とする事由、保育必要量や有効期間等が記載されているものです。支給認定証の記載内容等に変更がある場合は、次の書類を保育課又は入園している施設に提出してください。※支給認定証の変更開始日は、原則として申請のあった月の翌月1日からです。

こんなときは・・・		提出書類
変更の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動 ↔ 就労</li> <li>・保育短時間 ↔ 保育標準時間</li> <li>・保育園 ↔ 幼稚園</li> <li>・草加市内の転居（住所変更）</li> <li>・世帯状況の変更（結婚・離婚・出生・同居等）等</li> </ul>	①子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（☆） ②変更事由を証明する書類（◆就労証明書（☆）等） ③既に交付された支給認定証 ※その他、書類を提出していただく場合があります。
再交付の場合	破損・汚した・紛失 等	支給認定証再交付申請書（☆） （※再交付には1週間程度かかります。）
満3歳到達	（満3歳の誕生日）	提出書類はありません。 満3歳に到達した場合は、2号認定の切替えが必要なため、草加市が一括して教育・保育給付認定変更を行い、新たな支給認定証を交付します。 新支給認定証の到着後、旧支給認定証を保育課に返却してください。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。

## 2 申込みから入園までの流れ

令和6（2024）年度  
4月入園

〔表紙 参照〕

入園案内入手

令和6（2024）年度  
5月以降入園

〔表紙 参照〕

〔P.7-10 参照〕

① 必要書類作成

〔P.7-10 参照〕

### ●申込み・受付

★一斉（1次）申込み・受付	
期間	郵送の場合《郵送先》市役所保育課 令和5年10月10日（火）～ 令和5年11月7日（火）消印まで有効 （郵送受付期間中の窓口での申込み・受取りは できません。） 会場申込みの場合 令和5年11月16日（木）～ 令和5年11月19日（日）まで （4日間） ※土日でも受け付けします。
場所	草加市中央公民館 1階 ギャラリー
時間	9：00～17：00
★★2次申込み・受付（郵送可）	
期間	令和5年11月20日（月）～ 令和6年2月9日（金）必着
場所	草加市役所本庁舎3階 保育課窓口
時間	市役所開庁日・時間 平日 8：30～17：00 （水曜夜間窓口・日曜窓口では受付できません）
備考	1次受付の結果通知後、申込み取下げ等 の理由により、空きが生じた施設につい て選考を行います。

② 申込み  
※郵送については  
〔表紙 参照〕  
（FAX 不可）

③ P.12-14  
調査・利用調整  
（選考）

必要に応じて電話等で追加調査します。  
草加市保育実施基準表  
・調整指数表に基づき点数を付し、点数の高い児童から順に入園承諾を決定します。

### ●申込み・受付

入園希望月	申込締切日 （郵送可）保育課必着	
令和6年 5月	令和6年	4月10日（水）
6月		5月10日（金）
7月		6月10日（月）
8月		7月10日（水）
9月		8月9日（金）
10月		9月10日（火）
11月		10月10日（木）
12月		11月8日（金）
令和7年 1月		12月10日（火）
2月	令和7年	1月10日（金）
3月		2月10日（月）

場所	草加市役所本庁舎3階 保育課窓口
時間	市役所開庁日・時間 平日 8：30～17：00 （水曜夜間窓口・日曜窓口では受付できません）

### ●結果通知

★一斉（1次）受付分選考結果	
時期	令和6年2月上旬 〔表紙 参照〕 郵送で通知が届きます。
備考	希望した全ての施設が保留（待機）の場合、 2次選考の対象になります。（取下げ者を除く）
★★2次受付分選考結果（予定）	
時期	令和6年3月上旬 〔表紙 参照〕 郵送で通知が届きます。
備考	一斉（1次）受付分保留（待機）児へも通知します。

【追加選考】※受付はありません。  
2次選考後に空きが生じた施設のみ、追加選考を行います。  
【追加選考結果（予定）】  
3月下旬に入園承諾児のみ通知します。

4月入園が保留（待機）の場合、翌月以降令和7年3月入園まで選考の対象になります（取下げ者を除く）。

承諾通知に同封された案内を参照してください。  
※健康診断は入園施設や日程等により、有料になる場合があります。

### ●各月結果通知

時期	入園希望月前月の20日以降 〔表紙 参照〕 郵送で通知が届きます。
備考	保留（待機）の場合、翌月から令和7年3月入園まで選考の対象になります（取下げ者を除く）。また、翌月以降の結果通知は入園承諾の場合のみ通知します。

④ P.12  
結果通知  
電話による回答は致しません。

※通知時期は前後する場合があります。

承諾

保留  
（待機）

⑤ 健康診断 P.15  
面接・入園説明

承諾通知に同封された案内を参照してください。  
①入園施設に連絡（面接・入園説明の日程調整）  
②園医の健康診断を受診（有料）

通知時期：3月下旬郵送（予定）〔表紙 参照〕  
利用者負担額（保育料）決定通知書又は保育料無償のお知らせが届きます。※公立保育園及び私立保育園の0～2歳児クラスに決定した場合、同封の口座振替依頼書を参照して、口座振替の手続きを行ってください。

P.16-19  
利用者負担額  
（保育料）  
決定

各月選考結果の通知に同封されます。〔表紙 参照〕  
利用者負担額（保育料）決定通知書又は保育料無償のお知らせが届きます。※公立保育園及び私立保育園の0～2歳児クラスに決定した場合、同封の口座振替依頼書を参照して、口座振替の手続きを行ってください。

⑥ 入園 P.15

入園直後、年齢や児童の状況により異なりますが、2～5日間程度「慣らし保育」を行います。

# 1 必要書類作成

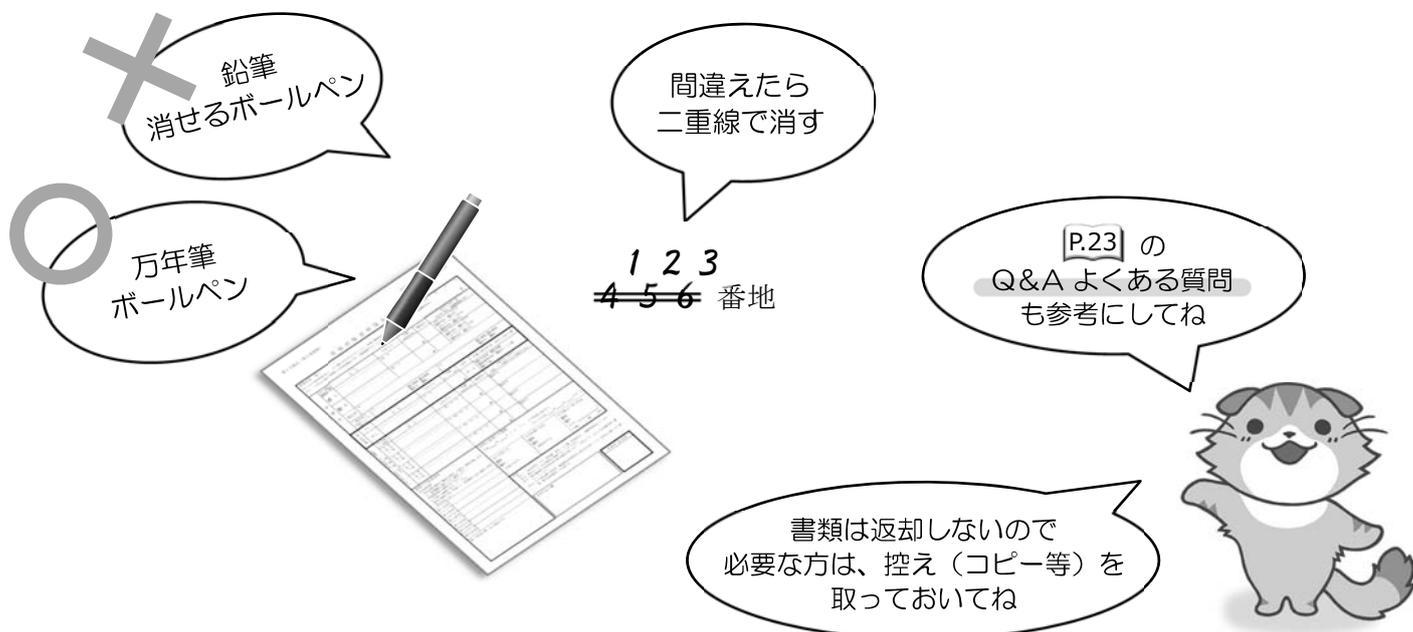
## ●必要書類作成

- ・書類はボールペンや万年筆で記入してください。（鉛筆や消せるボールペン等の消えるものは不可）
- ・間違えて記入した場合は2重線で消し、その上に記入していただいて構いません。
- ・提出された書類は返却いたしません。必要な方は、控え（コピー等）を取っておいてください。
- ・利用調整（選考）は、申込締切日までに提出された書類で行います。必要書類の不足や記載内容が不十分な場合、利用調整（選考）で不利になることがあります。

## ●必要書類・用意すること

必要書類・用意すること		注意事項	チェック ☑
児童一人につき	1 草加市保育所等入園申込書（☆）	希望施設数に制限はありません。	<input type="checkbox"/>
	2 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書	※既に支給認定証の交付を受けている方は、支給認定証を持参（会場・窓口での申込みの場合）。紛失した場合は申込時にお申出ください。	<input type="checkbox"/>
	3 確認票（☆）	裏面も忘れずに記入してください。	<input type="checkbox"/>
	4 保育所等の申込みに関する同意書（☆）	裏面も忘れずに記入してください。	<input type="checkbox"/>
	5 （表面）児童記録票（☆） （裏面）提出書類チェックシート（☆）	郵送の場合、裏面も忘れずに記入してください。	<input type="checkbox"/>
世帯（家庭）につき	6 【保育課窓口及び会場提出（郵送の場合不要）】 申請者の個人番号（マイナンバー）確認書類 申請者又は代理人の身元確認書類	（ア）教育・保育給付認定保護者本人が申請する場合 い 1 ず 点 ね れ か ●申請者の個人番号（マイナンバー）カード ●申請者の個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元確認のための書類（運転免許証や旅券（パスポート）等） （イ）代理人（配偶者を含む）が申請する場合 ①「委任状」（☆）（配偶者・同一世帯の親族であっても原則として必要です） ②代理人の身元確認のための書類（運転免許証や旅券（パスポート）等） ③申請者の個人番号（マイナンバー）確認書類	<input type="checkbox"/>
	7 保育を必要とする事由を証明する書類 [ P.8 参照]	父 母 (その他) ・世帯の状況により、必要書類が異なります。 [ P.8 参照] を確認してください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> )
	8 該当者のみ必要な書類 [ P.8-10 参照]		<input type="checkbox"/>

☆…草加市の書式で提出してください。◆…就労先で記入してもらってください。



●**保育を必要とする事由を証明する書類**

原則として、父・母・祖父母等であって65歳未満（義務教育の対象者及び乳幼児を除く）の同居者全員分が必要です。提出前に記載されている内容に不備等がないか必ず確認してください。

※就労証明書は必ず勤務先で記入してもらってください。

保育を必要とする事由		提出書類	注意事項	☑	
就労の方	外勤・内勤	◆就労証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表）	【共通事項】 ・証明日が申込締切日時時点で <b>3か月以内</b> のものが有効。 ・原則として勤務実績も加味した上で指数に反映します。 ・仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの就労先の就労証明書を提出すること。	☐	
	育児休業中	◆就労証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表）	・育児休業期間の記載が必要です。 ・復職後、就労先より発行された復職日記載の就労証明書を提出すること。復職の就労証明書の提出がない場合、退園とします。〔P.2・3参照〕	☐	
	自営	中心者 （事業主）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（ア）のうち1点の写し	（ア） い 1点か ●最新年分の所得税確定申告書控え（第一表・第二表） ●開業届（1年以内の開業に限る） ●履歴事項（又は現在事項）全部証明書（1年以内の開業に限る） ●最新年分の源泉徴収票、支払調書、法人事業概況説明書 等 （イ） い 1点か ●最新年分の所得税確定申告書控え（第一表・第二表） ●最新年分の源泉徴収票 ●最新の給与明細	☐
		協力者 （親族が経営している会社に勤務）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（イ）のうち1点の写し	※ 確定申告書控え及び法人事業概況説明書の写しは、税務署の收受印のあるもの。 ※ e-Taxを用いて確定申告を行った場合は、收受印の代わりにして、受信通知、最新年分の確定申告書等送付票、即時通知のうち1点を確定申告書又は法人事業概況説明書の写しと併せて提出すること。 ※ 農業に従事している方は農業委員会発行の耕作証明書を提出すること。	☐
求職活動	就労内定の方 （就労先が内定している）	◆就労証明書（☆）	・内定先で発行の就労証明書を提出すること。 ※入園後は、1か月以内に就労を開始し、再度就労証明書を提出すること。〔P.2参照〕	☐	
	求職活動の方 （就労先が未定）	●入園に関する誓約書（☆）	入園後2か月以内に月64時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出すること。〔P.2参照〕	☐	
妊娠・出産の方	●母子健康手帳の写し等	母の氏名と出産予定日が記載された部分。		☐	
疾病・障がいの方	●医師の診断書又は障害者手帳等の写し	【医師の診断書の場合】 ・保育を行うことが困難であることが明記されたもの。 ・証明日が申込締切日時時点で <b>3か月以内</b> のものが有効。 【障害者手帳等の場合】 ・氏名や等級等が記載されている部分。		☐	
介護・看護の方	●介護・看護状況申告書（☆） ●被介護・被看護者の書類	【被介護・被看護者の書類とは】 い 1点か ●医師の診断書（介護又は看護が必要であることが明記されたもの。証明日が申込締切日時時点で <b>3か月以内</b> のものが有効。） ●障害者手帳等の写し ●その他（介護・看護が必要な状態がわかるもの）		☐	
就学の方	●在学証明書（学生証） ●時間割表	・趣味・カルチャースクールは対象外。 ・在学期間、一週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出すること。		☐	
その他	保育課にご相談ください。			☐	

☆…草加市の書式で提出してください。◆…就労先で記入してもらってください。

●**該当者のみ必要な書類（利用者負担額等の算定に用いるもの）**

次の書類は、入園後、利用者負担額（保育料）・副食費及び延長保育料等の算定に必要な書類です。指数表〔P.13・14参照〕の指数には影響しません。

世帯の状況	該当する書類（提出書類）	注意事項	☑
兄弟が 右記の施設に 在園している	①在園証明書（P.9）で提出済みの方は不要 ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）	・在園している施設が記入した証明書を提出すること。 ・申込児童が入園後も同時期に在園している場合のみ。 【該当施設】 幼稚園（※）、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設、居宅型児童発達支援。 ※みのべ幼稚園・草加みどり幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）在園の場合は不要。	☐
申込児童が 第3子以降に当たる	●草加市多子世帯保育料軽減申請書（☆）	・申込児童が第3子以降であって、0～2歳児クラスに該当する場合のみ。〔P.17参照〕	☐
里親世帯	●里親登録証の写し		☐
障がい者世帯	①障害者手帳等（右記対象）の写し ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）	・同居者が次に該当する場合のみ。 【対象】 ・国民年金の障害基礎年金受給者 ・特別児童扶養手当支給対象児 ・身体障害者手帳を所持 ・療育手帳を所持 ・精神障害者保健福祉手帳を所持	☐

☆…草加市の書式で提出してください。

●**該当者のみ必要な書類（調整指数に反映するもの）**

次の書類については、申込締切日までに該当する書類の提出があった場合のみ指数表 [ P.13・14 参照 ] の指数に反映し、該当する書類の提出がない場合は、減算対象や加算対象外とします。利用調整（選考）で不利になる場合がありますのでご注意ください。また、必要に応じて他に書類を提出していただくことがあります。

世帯の状況	該当する書類（提出書類）	注意事項	☑
<b>母子又は父子世帯</b> （未婚・離婚・死別等で 父母が別住所の場合のみ）  実施基準指数 調整指数 番号 4・9 優先順位②	いずれか ●ひとり親家庭等医療費受給者証 ●児童扶養手当証明書 ●母又は父の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の 離別・死別等の記載があるもの  ----- いずれか ●離婚調停中であることがわかる書類 ●弁護士を通して離婚手続きを進めていることを 証明する書類 ●公正証書	【離婚】及び【未婚（一度も婚姻歴がなく現在も婚姻状態でない）】の 場合、左記書類のいずれか1点の書類（写し可）を提出すること。事 実婚の方は母子又は父子世帯に該当しません。  【離婚を前提に保護者が別居中で住民票が別住所】の場合、左記書類の いずれか1点の書類を提出すること。	☑
<b>生活保護受給世帯</b>  調整指数 番号 8 優先順位⑦	●生活保護受給者証の写し		☐
申込締切日から遡り 3年以内に転職している （前職退職日と現職採用日の 間が1か月以内の場合のみ）  調整指数 番号 1・2	●前職等の就労期間（就職日・退職日等）・勤務者名・会 社名・社印等がわかるもの （例）◆在職証明書 等	・現在の職場での在籍期間が3年未満で1か月以内の転職（前職退職日 と現職採用日の間が1か月以内）だった場合のみ。（例）5/15退職⇒ 6/16採用、5/31退職⇒7/1採用など ・1か月以内の転職であれば、前々職以前の職歴も適用。	☐
<b>求職活動中・就労内で                      過去に就労実績がある</b>  調整指数 番号 3	●前職等の就労期間（就職日・退職日等）・勤務者名・会 社名・社印等がわかるもの （例）◆在職証明書 等	・申込締切日から遡り5か月以内の間に、6か月以上の就労実績があ る場合のみ。	☐
<b>自営業又は親族が経営して                      いる会社に勤務している</b>  調整指数 番号 24・26	●自営業の添付書類 [ P.8 参照（ア）又は（イ） ]	・父母及び同居する65歳未満の祖父母等該当者全員分必要。	☐
<b>認可保育施設保育士                      ・                      草加市内幼稚園及び                      認定こども園の幼稚園教諭</b> （採用内定含む）  調整指数 番号 5・6	①保育士証又は幼稚園教諭一種（二種）免許状の写し ②◆就労証明書（☆） ③保育士等優先入所に関する同意書（☆）	・保育士又は幼稚園教諭として下記該当施設で月20日以上1日6時間 以上の就労をし、保育所等入園後、1年以上継続して勤務することに 同意する方のみ（市内保育所等における保育士の場合、採用内定を 含む）。 【該当施設】 ・認可保育施設（市内及び市外） ・草加市内幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）のうち預かり保育充 実事業対象園 【清門幼稚園、新田幼稚園、青徳幼稚園、みのべ幼稚園、草加ひまわ り幼稚園、ひかり幼稚園、草加みどり幼稚園、ルミ幼稚園、谷塚お ざわ幼稚園、谷塚幼稚園、認定こども園 あずま幼稚園、かおり Karuna認定こども園】	☐
<b>単身赴任や長期入院で                      父母が3か月以上不在</b>  調整指数 番号 11	【単身赴任の場合】 ●赴任場所と期間が記載された◆就労証明書（☆） 【長期入院の場合】 ●医師の診断書等の入院期間を証明する書類	・申込締切日時点で該当する場合のみ。 ・単身赴任の場合は通勤距離が60km以上の場合のみ。	☐
<b>65歳未満の同居者がいる                      （申込児童・保護者を除く）</b>  調整指数 番号 26	●保育を必要とする事由を証明する書類 [ P.8 参照 ]	・65歳未満の同居者（申込児童・保護者・義務教育対象者及び乳幼児 は除く）全員分必要。	☐
<b>介護対象者等である祖父母                      と同居している</b>  調整指数 番号 13	●介護対象者等であることがわかる書類 （例）要介護認定がわかる被保険者証、介護施設を利用し ていることがわかる書類等	・住所が同一の場合のみ。 ・同居祖父母のうち一人が介護対象者等でない場合は対象外。	☐
<b>二世帯住宅</b>  調整指数 番号 13	●住宅の図面	・住所が同一で、図面上、建物内で行き来することができない場合のみ （証明できない場合は同居と同じ取扱いとする）。	☐
<b>障害者手帳等を所持</b>  実施基準指数 調整指数 番号 14・15・17 優先順位⑧	●障害者手帳等の写し	・同居者のみ。 ・手帳の写しは氏名や等級等が記載されている部分。	☐
<b>申込児童を                      認可外保育施設等に                      預けている</b>  調整指数 番号 21	●在園証明書（☆）	・在園している施設が記入した証明書を提出すること。 ・申込児童を申込締切日時点で有料の施設に1日4時間以上×月16日 以上×2か月以上預けている場合のみ。 ・一時保育施設も対象。 ・宇佐美家庭保育室に在室の場合は不要。 ・育児休業取得対象児童は利用調整（選考）加点の対象外。	☐
<b>2号・3号・新2号・新3号の                      認定を受けた兄弟姉妹を                      右記施設に預けている                      （新1号認定児童を除く）</b>  調整指数 番号 18	●在園証明書（☆）	・在園している施設が記入した証明書を提出すること。 ・申込締切日において認定を受けている場合のみ。 ・対象施設：幼稚園（※）、企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育 施設等。 ※みのべ幼稚園・草加みどり幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）在園 の場合は不要。	☐
<b>兄弟姉妹を                      右記施設に預けている</b>  調整指数 番号 18	●在園証明書（☆）	・在園している施設が記入した証明書を提出すること。 ・対象施設：企業主導型保育施設の従業員枠。	☐
<b>住民税の申告をしていない</b>  優先順位④	●市民税・県民税申告の控え	・速やかに申告をしてください。	☐
<b>草加市へ転入予定で                      申込児童を草加市外の                      認可保育施設に預けている</b>  調整指数 番号 22	●在園証明書（☆）	・在園している施設が記入した証明書を提出すること。	☐

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。☘…1号認定を希望する方 [ P.21 参照 ]

世帯の状況	該当する書類（提出書類）	注意事項	<input checked="" type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5(2023)年1月2日以降に市外から草加市へ転入、又は転入予定</li> <li>草加市外居住のまま草加市の施設利用を申込む</li> </ul> <p>優先順位④</p>	<p>令和5(2023)年1月1日時点で草加市外在住の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5(2023)年度市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）</li> </ul> <p>令和6(2024)年1月1日時点で草加市外在住の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6(2024)年度市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6(2024)年度4月分～8月分の利用者負担額（保育料）算定の際にも用います。</li> <li>令和6(2024)年7月末までに保育課に提出すること。</li> <li>令和6(2024)年度9月分～3月分の利用者負担額（保育料）算定の際にも用います。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
<p>海外から草加市へ転入（予定者を含む）</p> <p>優先順位④</p>	<p>令和5(2023)年1月1日時点で海外在住の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4(2022)年1月1日～同年12月31日までの収入がわかる書類</li> </ul> <p>令和6(2024)年1月1日時点で海外在住の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5(2023)年1月1日～同年12月31日までの収入がわかる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入がなかった方は草加市保育課にご相談ください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。🌸…1号認定を希望する方〔P.21〕参照

## 広域入所

### ●草加市外への申込みについて（草加市内→市外）

利用を希望する市区町村により締切日や必要書類が異なります。また、申込み制限を設けている市区町村もありますので、「現住所が草加市であること」・「転居予定の有無」等を伝え、申込みについて利用を希望する市区町村に「使用する書式・必要書類等」を必ず確認をしてください。

草加市を通して草加市外の申込みをする場合、希望する市区町村の申込締切日より1週間前まで（※）に、草加市役所保育課で申込みをしてください。

	転居予定	必要書類	締切日
草加市内在住 ↓ 市外申請	あり	<p><b>事前に必ず申込希望の市区町村に各自でご確認ください。</b></p> <p>①保育所等入園申込書 ②教育・保育給付認定（支給認定証）に関する申請書 ③確認票（☆） ④保育所等の申込みに関する同意書（☆） ⑤児童記録票・提出書類チェックシート（☆） ⑥保育を必要とする事由を証明する書類 ⑦マイナンバーがわかるもの ⑧申込希望の市区町村で必要な書類 ⑨その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不足書類等がある場合は、書類提出後に草加市保育課から連絡することがあります。</li> </ul>	<p>申込を希望する市区町村の申込締切日 <b>1週間前まで</b></p> <p>（※）<u>上記の期日を過ぎても申込書類を受付けますが、申込締切日までに書類必着等のお約束はできません。</u></p>
	なし （委託）		

### 草加市の保育所等を利用中で転出（引っ越し）をする方

- 各月の2日以降に転出する場合は、その月の末日まで草加市内の保育所等を利用することができます。
- 転出日が決まったら利用中の保育所等と保育課に連絡の上、「保育所等退所届」（☆）を提出してください。
- 転出後も草加市内の保育所等を継続して利用を希望する場合は、転出先市区町村の保育園入園担当課において別途手続が必要です。

●草加市外から草加市への申込みについて（転入・受託）

次のとおり、住民登録している市区町村の保育園入園担当課に必要書類を提出してください。

	転居予定	必要書類	締切日
<p>市外在住 ↓ 草加市内申請</p>	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園月の前月末日までに草加市に住民登録をしていることが条件です。</li> <li>上記の手続きを完了できない場合は、入園決定を取消します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>住民登録している市区町村の 保育園入園担当課を通してお申込みください。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保育所等入園申込書</li> <li>②教育・保育給付認定（支給認定証）に関する申請書</li> <li>③確認票（☆）</li> <li>④保育所等の申込みに関する同意書（☆）</li> <li>⑤児童記録票・提出書類チェックシート（☆）</li> <li>⑥保育を必要とする事由を証明する書類 [ P.8 参照 ]</li> <li>⑦該当者のみ必要な書類 [ P.8-10 参照 ]</li> <li>⑧転出・転入に関する誓約書（☆）</li> <li>⑨転居先住居の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」等の写し</li> <li>⑩その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（☆）は草加市の書式で記入してください。 （書式は、草加市のホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・（☆）以外の書類は住民登録している市区町村の書式も使用可能ですが、<b>可能な限り草加市書式を使用</b>してください。</li> </ul> </li> </ol>	<p>住民登録している市区町村による</p> <p>※草加市の申込締切日までに、必要書類が草加市保育課に必着していることが条件です。</p> <p>[ 表紙 参照 ]</p>
	<p>なし （受託）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①保育所等入園申込書</li> <li>②教育・保育給付認定（支給認定証）に関する申請書</li> <li>③確認票（☆）</li> <li>④保育所等の申込みに関する同意書（☆）</li> <li>⑤児童記録票・提出書類チェックシート（☆）</li> <li>⑥保育を必要とする事由を証明する書類 [ P.8 参照 ]</li> <li>⑦該当者のみ必要な書類 [ P.9-10 参照 ]</li> <li>⑧その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（☆）は草加市の書式でご記入ください。 （書式は、草加市のホームページからダウンロードできます。）</li> <li>・（☆）以外の書類は住民登録している市区町村の書式も使用可能ですが、<b>可能な限り草加市書式を使用</b>してください。</li> </ul> </li> </ol>	

草加市に転入（引っ越し）してきたら

- 転入予定で申込みをした場合、草加市役所での転入手続終了後、保育課（市役所本庁舎3階 平日 8:30~17:00）で、草加市書式の保育所等入園申込み書類への書換え（住所の書換え等）の手続を行ってください。
- 入園月の前月末日までに手続を完了してください。手続がない場合は、利用承諾を取消します。
- 転入前の市区町村で通っていた保育所等に通い続けることが可能な場合があります。あらかじめ住民登録している市区町村に確認の上、草加市の保育課にご相談ください。

**2 申込み・教育・保育給付認定申請** ※受付順は利用調整（選考）の結果に影響しません。

●入園申込受付期間・受付場所

必要書類作成ページ [P.7-10 参照] で作成した必要書類等を申込締切日 [表紙 参照] までに提出してください (FAX提出不可)。

●申込内容等の変更手続

申込後に申込内容等を変更したい場合は [P.20 保育課に届出が必要な場合] を参照し、手続をしてください。

**3 利用調整（選考）** ※基準指数及び調整指数は、原則として、入園申込締切日を基準日とします。

申込締切日までに提出された書類に「令和6年度草加市保育実施基準表」及び「令和6年度草加市調整指数表」 [P.13・14 参照] に基づいた点数を付し、点数の高い児童から順に入園承諾を決定します (必要に応じて電話等で追加調査します)。

**4 結果通知** ※電話での回答はいたしません。

●結果通知時期

入園希望月		通知時期
4月入園	一斉(1次)申込み・受付	<b>令和6(2024)年2月上旬(予定)</b> ※令和6(2024)年2月2日(金)以降になっても通知が届かない場合は、保育課にご連絡ください。
	2次申込み・受付	<b>令和6(2024)年3月上旬(予定)</b> (※一斉(1次)申込み・受付の利用調整(選考)後、空きの生じた施設のみ選考します。) 一斉(1次)受付分保留(待機)児へも通知します。 ※令和6(2024)年3月5日(火)以降になっても通知が届かない場合は、保育課にご連絡ください。
5月以降入園		<b>入園希望月前月の20日以降</b> (通知時期については、前後する場合があります。) ※入園希望月前月(申込締切月)の25日以降になっても通知が届かない場合は、保育課にご連絡ください。 ・保留(待機)となった場合、翌月以降は入園承諾の場合のみ通知します。

①承諾(決定)



「保育所等利用調整結果通知書(利用承諾)」が郵送で届きます。

- ・利用承諾の通知書が届いたら、次の手続を入園月の前月末日までに完了させてください。
- ※保育所等は原則として毎月1日入園です。

利用承諾を受けた保育所等に <u>入園する</u>	[P.15 参照] 健康診断・面接・入園説明から手続を進めてください。
利用承諾を受けた保育所等を <u>辞退する</u> 保育課に速やかに申出後、 <b>注意</b> 右記手続をしてください。	【今回のみ辞退(次回以降の利用調整(選考)を希望)する場合】 ●「保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届」(☆)を提出。 ●「希望保育所等変更届」(☆)を提出。 ※入園日前日までに手続をしてください。 【今年度の申込みを取下げの場合】 ●「保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届」(☆)を提出。 ※各月の申込締切日までに手続をしてください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入園日前日までに辞退届の提出がない場合、利用者負担額(保育料)が発生します。</li> <li>・次回の利用調整(選考)から減算対象とします(辞退、取下げをした年度末まで適用)。</li> </ul>	

☆…草加市の書式で提出してください。

②保留(待機)



「保育所等利用調整結果通知書(利用保留)」が郵送で届きます。

- ・申込有効期間は、令和7(2025)年3月入園分までです(令和7(2025)年4月以降の入園を希望する場合は、改めて申込みが必要)。
- ・利用保留(待機)通知書の送付は入園を希望した最初の月だけです(翌月以降の利用調整(選考)結果は、入園承諾となった場合のみ「利用承諾通知」を送付します)。翌月以降に利用保留(待機)通知書が必要な場合は、「依頼書」(☆)を提出してください。
- ・保留(待機)中でも、申込時の状況から変更(就労状況・家族構成・住所・希望施設等の変更)が生じた際には、必ず保育課に申出の上、必要に応じて書類を提出してください。申出や書類の提出がない場合は、利用調整(選考)の指数には反映しません。 [P.7-10 参照]
- ・入園の必要がなくなった場合は、速やかに保育課に連絡してください。

《令和6（2024）年度草加市保育実施基準表》

番号	保育にあたる保護者の就労等形態			基準指数				
	類型	細目		父	母			
1	就労	外勤・内勤・自営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	20			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	19			
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	18			
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	17			
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	16			
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	18			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17	17			
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	16			
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14	14			
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	12			
		その他の外勤・内勤・自営	10	10				
内職	月120時間以上又は月収5万円以上の就労を常態	10	10					
	月64時間以上又は月収3万円以上の就労を常態	8	8					
	その他の内職	6	6					
2	求職	内定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	12	12			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	11	11			
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	10	10			
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	9	9			
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	8	8			
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	10	10			
			〃 1日7時間以上8時間未満の就労を常態	9	9			
			〃 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8	8			
			〃 1日5時間以上6時間未満の就労を常態	7	7			
			〃 1日4時間以上5時間未満の就労を常態	6	6			
未定	求職中（就労先未定）	5	5					
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	22	22				
4	出産	出産	出産予定月の前後2か月	20	20			
5	疾病・障がい	疾病	居宅療養	1か月以上入院している場合（入院予定の場合も含む）		20	20	
				常時病臥・感染症	常時病臥・感染症	20	20	
					精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	20
					一般療養	上記以外の程度	17	17
				安静を要する状態（常時病臥を除く）	安静を要する状態（常時病臥を除く）	17	17	
					通院加療のため保育に当たれない場合	13	13	
					障がい	身体障害者手帳1・2級、視覚障害者1～3級、療育手帳(A)・A	20	20
				身体障害者手帳3級、療育手帳B	18	18		
				身体障害者手帳4級以下、療育手帳C	12	12		
				6	介護・看護	自宅外	週5日以上日中週30時間以上（重度心身障がい者等）の介護を常態	20
週5日以上日中週20時間以上の介護を常態	18	18						
週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	15	15						
自宅内	全介護を必要とする場合（重度身障者、要介護認定3、4、5）	20	20					
	一部介護を必要とする場合（要介護認定1、2）	17	17					
	支援を必要とする場合（要支援）	12	12					
上記以外で必要とする場合	8	8						
7	災害	火災等の家屋に破損、その他災害復旧のため保育ができない場合	20	20				
8	就学・技能習得	就学・技能習得のため、外出を常態	番号1に準ずる	番号1に準ずる				
		就学・技能習得が内定している場合	番号2に準ずる	番号2に準ずる				
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20	20				
10	その他	上記以外で、市長が明らかに保育を必要と認める場合						

- ※1 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数とします。
- ※2 就労時間には、通勤時間は含まれません。ただし、休憩時間は含みます。（短時間制度を利用している場合は、契約時間で決定します。）
- ※3 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、勤務実績も含めて指数を決定します。
- ※4 該当する類型が2種類以上ある場合は、原則として指数の高い状況で指数を決定します。
- ※5 期限内に保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合は、求職中（就労先未定）の指数を決定します。

基準指数及び調整指数は、原則として、入園申込締切日を基準日とします。



《令和6（2024）年度草加市調整指教表》

項目		番号	条件	指数			
				父	母		
加算指数	個人加算	就労状況	1	3年以上就労を継続している場合	2	2	
			2	1年から3年未満就労を継続している場合	1	1	
			3	求職活動中であるが、申込時より5か月以内の時点で6か月以上就労実績がある場合	1	1	
			4	同居者なしの母子（又は父子）世帯で、就労（又は就学・技能習得）を継続しているか又は内定している場合	4	4	
			5	市内の認可保育施設に保育士として月20日以上1日6時間以上の就労（採用内定を含む）をし、保育所等入園後、1年以上継続して勤務することに同意する方（注1）	6	6	
			6	市外の認可保育施設に保育士として、又は市内幼稚園及び市内認定こども園（幼稚園部分）のうち預かり保育充実事業対象園（注3）に幼稚園教諭として、いずれも月20日以上1日6時間以上の就労をし、保育所等入園後1年以上継続して勤務することに同意する方	2	2	
	世帯加算	家庭状況	7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合（以下の①～③を除く ①基準日時点で保育所等（家庭保育室を含む）に在園している場合 ②出産事由での入園申込み ③出産予定月の2か月前から出産月までの入園承諾を受け、入園日から出産日までに復職し、出産後、育児休業を取得する予定の場合）※令和6年4月入園は、一斉受付の締切日以降から6月1日までの復帰者を含む	1		
			8	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯	2		
			9	父母のひとりが不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合	2		
			10	父母の両方が不存在（死亡、行方不明など）の場合	4		
			11	父母のひとりが単身赴任、長期入院等により長期不在の場合	2		
			12	18歳未満（4月1日現在）の子どもが3人以上いる場合	1		
		13	祖父母が同居していない、もしくは同居しているが介護対象者等である場合	1			
		障がい	14	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bの1つに該当する場合	3		
			15	保護者が視聴覚もしくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合	2		
			16	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合	2		
			17	同一世帯内に身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～Bを持っている者がいる世帯（保護者及び入園申込児童は除く）	1		
			当該児童加算	児童の状況	18	兄弟姉妹が保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）に在園している場合（新年度選考時は、卒園予定児を除く）又は兄弟姉妹が同時に2人以上の申込をしている場合（多胎児を含む）又は兄弟姉妹が保育の必要性を認められていて、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）・認可外保育施設等を利用している場合※移園申請に対しても適用	1
		19			育成保育対象児として入園を希望する場合	2	
	20	認可保育園及び地域型保育の保育を実施する期間が満了する場合又は家庭保育室に在室しており、入室期間満了で退室する場合			2		
	21	認可外保育施設などに有料で2か月以上前から月16日以上1日4時間以上の預託をしている場合（家庭保育室以外の場合は証明必要）※育児休業取得対象児は除く			1		
	22	転入予定者で申請児童が認可保育施設を利用している場合（草加市内の認可保育施設を除く）			1		
	23	就労実績が1か月に満たない場合			▲5	▲5	
	減算指数	個人減算	就労	24	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母の、仕事内容・実績の分かる書類の提出がない場合	▲5	▲5
				当該児童減算	辞退	25	保育園・地域型保育・認定こども園（保育認定）承諾後に入園申請を取下げた場合又は入園承諾を辞退した場合 ※取下げ、辞退をした年度の末まで適用
		世帯減算	同居祖父母等	26	65歳未満の祖父母等同居者（義務教育の対象者を除く）が無職、求職中又は64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く）（注2）	▲2	
				滞納	27	在園児又は卒園児が2か月以上保育料等を滞納している場合	▲3
			28		保育料等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月×▲1	
			広域入所	29	市外在住者（転入予定者は除く）で、勤務地が市内の場合	▲10	
		30		市外在住者（転入予定者は除く）で、勤務地が市外の場合	▲20		

- ※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行います。（ただし、14、15に該当する場合は対象外です。）
- ※2 各項目は、重複して加算します。（ただし、14、15いずれかに該当する場合は16の加算は適用しません。また、5、6及び20、21、22は重複して加算されません。）
- ※3 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用します。
- ※4 5及び6は、移園申請について対象外とします。
- 注1 番号5に該当する採用内定は、就労の基準指数を適用します。
- 注2 番号26の年齢は、各月の入園日を基準とします。

《指数が同点の場合の優先順位》

①から順に先に当てはまった世帯を優先します。

- ① 草加市在住（転入予定者を含む）
- ② 母子・父子世帯
- ③ 保育実施基準の点数が高い世帯
- ④ 保育実施希望期間の長い世帯
- ⑤ 保育料の滞納がない世帯
- ⑥ 調整指数に減点のない世帯
- ⑦ 生活保護世帯
- ⑧ 同世帯に障がい者がいる世帯
- ⑨ 保育を必要とする事由が災害、虐待・DVのいずれかに該当する世帯
- ⑩ 養育している未就学児の人数が多い世帯
- ⑪ より多くの園を希望している場合（利用承諾後、辞退した場合、上記番号25の減算があります）
- ⑫ 父母の勤務先が市外（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を除く）の場合  
※父母の職場のうち一番居宅から近い職場を基準とします
- ⑬ 祖父母の居住地が市外（隣接する越谷市、川口市、八潮市、吉川市、三郷市、足立区を除く）の場合  
※祖父母のうち一番居宅から近い祖父母を基準とします
- ⑭ 入園月の保育料の算定基となる課税年度の市民税所得割額の低い世帯（同額の場合は収入の低い世帯を優先します）
- ⑮ 兄弟姉妹が同一園になる場合

注3 番号6の幼稚園預かり保育充実事業対象園

【市内幼稚園】

清門幼稚園、新田幼稚園、青徳幼稚園、みのべ幼稚園、草加ひまわり幼稚園、ひかり幼稚園、草加みどり幼稚園、ルミ幼稚園、谷塚おざわ幼稚園、谷塚幼稚園

【認定こども園（幼稚園部分）】

認定こども園 あずま幼稚園、かおり Karuna 認定こども園

## 5 健康診断・面接・入園説明

### ●健康診断・面接・入園説明 ※入園月の前月末日までに手続をしてください。

園医による健康診断及び園長等による面接・入園説明を行います。健康診断及び面接結果により、集団保育が困難と判断された場合、利用承諾（入園）を取消すことがあります。

決定した園		4月入園	5月以降入園
保育園 (公立・私立)	健康診断	利用承諾の通知に同封の案内を参照してください。 ※園より自宅に書類が送付される場合があります。	園医のいる医院で受診してください。 ※詳細は利用承諾の通知に同封の案内を参照してください。
	面接 入園説明		利用承諾の通知が届き次第、 <u>各施設に直接連絡し、面接日等を調整してください。</u>
地域型保育 (小規模・家庭的) 認定こども園 (保育部分)	健康診断	利用承諾の通知が届き次第、 <u>各施設に直接連絡し確認してください。</u> ※利用承諾の通知に同封の案内がある場合は参照してください。	利用承諾の通知が届き次第、 <u>各施設に直接連絡し、詳細を確認してください。</u>
	面接 入園説明		

### 注意事項

- 入園月に一度も登園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で入園承諾を取消し又は退園とします。
- 各保育施設ごとに保育内容(慣らし保育の期間・延長保育時間・延長保育利用開始年齢・行事・保育目標等)が異なります。
- 保育施設で児童を保育することができるのは、「保育を必要とする事由」に該当している日及び時間のみです。冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事等その他の事由については、原則保育の対象となりません。また、保育時間は、保護者の就労(就学・看護・介護等)時間及び通勤・通学を考慮した最低限の時間のみです。
- 保護者の退職や未就労、疾病の治癒などにより、保育を必要とする事由がなくなった場合は退園となります。

## 6 入園

入園後に、申込時と家庭状況等に変更があった場合、速やかに保育課又は各保育所等に申出た後、必要書類を提出してください。〔[P.20](#) 参照〕

### ●慣らし保育について

入園当初の一定期間、児童が集団生活に慣れるまで「慣らし保育(短縮保育)」を行います。通常、入園後2～5日程度ですが、児童の年齢や発達等の状況・入園施設により、慣らし保育の時間や期間等が異なりますので、詳細は利用承諾を受けた保育施設にお問合せください。

### ●移園について

入園後、市内の別の保育所等に移りたい場合、「移園申請」をすることができます。

申請締切日	通常の保育所等入園申込締切日と同日 〔 <a href="#">表紙</a> 参照〕
申請場所	保育課 又は 入園している施設(受付不可な施設もあります) ※郵送でも申請可能ですが、申請締切日までに保育課必着が条件です。(郵送の遅れ等、保育課窓口以外の申請に関する責任は負いません。)
必要書類	①保育所等移園申請書(☆) ②保育を必要とする事由を証明する書類 〔 <a href="#">P.8</a> 参照〕 ③該当者のみ必要な書類 〔 <a href="#">P.9-10</a> 参照〕
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規入園申込者と同様に利用調整(選考)を行います。〔<a href="#">P.13-14</a> 参照〕</li> <li>移園希望先の保育所等の状況によっては、移園できない場合があります。</li> <li>いかなる理由があっても、<u>移園決定後の変更・取消し(辞退)はできません。</u></li> <li>上記②は、証明日が申請締切日時点で3か月以内のもの、③の書類は、<u>他の申請で既に提出していたとしても、再度提出してください。</u>(書類の提出がない場合は、利用調整(選考)で不利になります。)</li> <li>移園申請の希望施設を変更する場合は、希望保育所等変更届(☆)を提出してください。</li> <li>移園申請を取下げの場合は、必ず申請締切日までに保育課に連絡の上、手続をしてください。</li> </ul>

☆…草加市の書式で提出してください。

## 7 利用者負担額（保育料）等について

令和6（2024）年度の利用者負担額（保育料）は、次の「令和6（2024）年度 利用者負担額（保育料）表（2・3号認定）」に基づき、父母等の市区町村民税額（※）、クラス年齢・保育の必要量（保育標準時間・保育短時間認定）により算定し、年2回決定します。

期間	市区町村民税から算定する年度	通知時期
4月分～8月分の利用者負担額（保育料）	令和5(2023)年度の市区町村民税額 (令和4(2022)年1月～12月收入)	4月入園者：3月下旬（予定）
9月分～3月分の利用者負担額（保育料）	令和6(2024)年度の市区町村民税額 (令和5(2023)年1月～12月收入)	8月以前入園者：8月下旬（予定）

### ●令和6（2024）年度 利用者負担額（保育料）表（2・3号認定）

利用者負担額（保育料）は父母の市区町村民税額の合計額で算定します（※）。

市区町村民税所得割額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除の税額控除前の額になります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				保育料（月額）円 （ ）内は保育短時間	副食費 円	
国階層	市階層	定 義		0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	
①	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、里親及び小規模住居児童養育事業である世帯		0 (0)	0	
②	B	非課税（※）		0 (0)		
③	C	均等割の額のみ		6,000 (5,800)		
	D1	10,000 円未満		8,500 (8,300)		
	D2	10,000 円以上	19,600 円未満	11,100 (10,900)		
	D3	19,600 円以上	29,300 円未満	13,700 (13,400)		
	D4	29,300 円以上	38,900 円未満	16,300 (16,000)		
	D5	38,900 円以上	48,600 円未満	18,500 (18,100)		
④	D6	48,600 円以上	57,700 円未満	21,200 (20,800)		<公立保育園> 4,500  ※私立保育園、 認定こども園 は施設にお問 合せください。
	D7	57,700 円以上	60,700 円未満	21,200 (20,800)		
	D8	60,700 円以上	72,800 円未満	23,500 (23,100)		
	D9	72,800 円以上	77,101 円未満	25,700 (25,200)		
⑤	D10	77,101 円以上	84,900 円未満	25,700 (25,200)		
	D11	84,900 円以上	97,000 円未満	28,000 (27,500)		
	D12	97,000 円以上	121,000 円未満	32,600 (32,000)		
⑥	D13	121,000 円以上	145,000 円未満	37,200 (36,500)		
	D14	145,000 円以上	169,000 円未満	42,000 (41,200)		
	D15	169,000 円以上	195,400 円未満	47,600 (46,700)		
	D16	195,400 円以上	221,800 円未満	50,700 (49,800)		
	D17	221,800 円以上	248,200 円未満	53,800 (52,800)		
⑦	D18	248,200 円以上	274,600 円未満	56,900 (55,900)		
⑧	D19	274,600 円以上	301,000 円未満	60,000 (58,900)		
		301,000 円以上	397,000 円未満	68,700 (67,500)		
		A から D18 階層までに該当しない世帯		76,000 (74,700)		

（※）父母が非課税で祖父母と同居している場合は、同居の祖父母の税額（税額の高い方）により算定します。

●0～2歳児の利用者負担額（保育料）減額制度について

各施設で実費徴収される費用は、減額や免除の対象外です。

提出書類		書類が未提出の場合は減額や免除の対象になりません。																				
ひとり親世帯	[P.8-10 参照] 該当者のみ必要な書類 (母子又は父子世帯)	<p>&lt;別表&gt; ( ) 内は保育短時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市階層</th> <th>0～2歳児クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>3,000 (2,900)</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>4,200 (4,100)</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td>5,500 (5,400)</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td>6,800 (6,700)</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>8,100 (8,000)</td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td>9,000 (9,000)</td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td>9,000 (9,000)</td> </tr> <tr> <td>D7</td> <td>9,000 (9,000)</td> </tr> <tr> <td>D8</td> <td>9,000 (9,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>市区町村民税所得割額がC～D8（72,800円以上 77,101円未満区分）の世帯であり、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、対象児童が第1子であれば&lt;別表&gt;のとおりです。第2子以降であれば無料です。</p> <p>(1)ひとり親世帯 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 (3)生活保護法に定める要保護者等</p>	市階層	0～2歳児クラス	C	3,000 (2,900)	D1	4,200 (4,100)	D2	5,500 (5,400)	D3	6,800 (6,700)	D4	8,100 (8,000)	D5	9,000 (9,000)	D6	9,000 (9,000)	D7	9,000 (9,000)	D8	9,000 (9,000)
	市階層	0～2歳児クラス																				
C	3,000 (2,900)																					
D1	4,200 (4,100)																					
D2	5,500 (5,400)																					
D3	6,800 (6,700)																					
D4	8,100 (8,000)																					
D5	9,000 (9,000)																					
D6	9,000 (9,000)																					
D7	9,000 (9,000)																					
D8	9,000 (9,000)																					
障害児者世帯	<p>①草加市保育料等算定資料届出書 (☆) ②該当書類の写し</p>	<p>ア 【C～D8（72,800円以上77,101円未満区分）に該当する世帯】 上記の金額です。</p> <p>イ 【D8（77,101円以上84,900円未満区分）～D9階層に該当する世帯】 草加市ねたきり老人手当受給者、障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当の支給対象児童、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居している場合、利用者負担額（保育料）は半額です。</p>																				
多子世帯	<p>※保育所等・認定こども園以外の施設に在籍の場合 ①草加市保育料等算定資料届出書 (☆) ②在園証明書</p>	<p>①兄弟姉妹同時入園による利用者負担額（保育料）軽減 小学校就学前の子どもが下記の対象施設に2人以上入園する場合、第2子は半額、第3子以降は無料です。 ※対象施設…保育所等・幼稚園・認定こども園（1号認定）・特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育施設・居宅型児童発達支援</p>																				
	—	<p>②年収360万円未満相当の多子世帯への利用者負担額（保育料）軽減 市区町村民税所得割額が57,700円未満の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料です。</p>																				
	草加市多子世帯保育料軽減申請書 (☆)	<p>③第3子以降（2歳児クラス以下）の利用者負担額（保育料）軽減 第1子、第2子の年齢にかかわらず、第3子以降の子どもが0歳児クラスから2歳児クラスに在籍している場合、第3子以降は無料です。<u>適用の場合、利用者負担額（保育料）決定通知送付後に改めて、変更となる旨の通知書を送付します。</u> ※この減額制度は、埼玉県による補助事業です。事業が継続される場合のみ、減額対象となります。</p>																				
家計急変世帯	<p>入園後、保護者の就労先の倒産又は解雇等により収入が著しく減少し、利用者負担額（保育料）を負担することが困難であると認められる場合は、収入が減少した年の収入により再算定します。※自己都合による退職等は家計急変世帯に該当しません。詳細は保育課にお問合せください。</p>																					
減額・免除について	<p>・月の途中で退園する場合や、児童又は保護者の疾病・負傷等によって1か月以上連続して欠席した場合の利用者負担額（保育料）は、日割りで算定しますので、<b>必ず退園や利用者負担額（保育料）減額</b>の手続きを行ってください。詳細は保育課にお問合せください。なお、原則として、3か月を超えての欠席については、在園継続は認められません。 ※入園月において、<b>長期の欠席による利用者負担額（保育料）減額は認められません。</b>また、原則として<b>帰郷（里帰り出産）や旅行・夏休み等の私的な理由では、減額・免除の対象なりません。</b></p> <p>・世帯が居住する家屋が災害等により著しい損害を受けた場合、減免の対象となる制度があります。詳細は保育課にお問合せください。</p>																					

☆…草加市の書式で提出してください。

### ●3～5歳児の副食費免除について

各施設で実費徴収される費用は、減額や免除の対象外です。

副食費の免除	<p>下記の項目に該当する方は、副食費が免除（無料）になります。免除対象者には、個別に通知を送付します。</p> <p>① 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯</p> <p>② 里親世帯</p> <p>③ 小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども世帯 ※第1子、第2子が下記の施設に入園している場合のみ。 保育所等、幼稚園、認定こども園（1号認定）、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設、居宅型児童発達支援</p> <p>④ 年収360万円未満相当世帯 ・ひとり親世帯・障がい者世帯で、市区町村民税所得割額が77,101円未満。 ・上記以外の世帯で市区町村民税所得割額が57,700円未満。[ P.16 ] ♡参照</p>
上記以外の副食費の減免について	<p>各施設により欠席日数による減免制度が異なります。詳細は各施設にお問合せください。なお、原則として、3か月を超えての欠席については、在園継続は認められません。</p>

#### 注意事項

- ・市区町村民税が未申告の場合や課税証明書等の算定資料が未提出の場合は、**利用者負担額(保育料)を一時的に最高額に設定**します。
- ・市区町村民税の更正・修正があった場合や、転居・結婚・離婚等で世帯構成に変更があった場合は、利用者負担額（保育料）及び副食費が変更となることがありますので、必ず保育課及び保育所等に申出の上、速やかに必要書類を提出してください。
- ・世帯構成の変更による利用者負担額（保育料）及び副食費の変更は、原則として**事実発生日の翌月（1日の場合は当月）、それ以外の申請・届出による変更は原則として書類が受理された月の翌月から**です。
- ・年度内に市区町村民税額が確認できない場合や、変更となった届出がない場合は、**変更は行いません。**
- ・過去の年度の利用者負担額（保育料）及び副食費について、修正申告をしたことにより税額が変更となる場合であっても、**過去の年度に遡っての変更はいたしません。**

### ●支払方法について

利用する施設によって異なります。

	公立保育園	私立保育園	地域型保育・認定こども園
0～2歳児クラス	<p>草加市に納付（📍） （市外の公立保育園を利用する場合は、施設所在地の市区町村に納付）</p>		<p>各施設に納付 【納付期限】各施設が設定した日</p>
3～5歳児クラス	<p>【納付期限】毎月月末</p>		

#### （📍）口座振替ご利用のお願い

公立保育園（0～5歳児クラス）及び私立保育園（0～2歳児クラス）に入園した場合、利用者負担額（保育料）・副食費の納付先は草加市です。支払は口座振替の利用をお願いします。3～5歳児クラスで公立保育園以外の施設に入園した場合、副食費は各施設へお支払いください。

口座振替依頼書は、「利用者負担額（保育料）決定通知書」、又は「保育料無償のお知らせ」に同封しますので、入園後に金融機関又は保育課で口座振替の手続きをしてください（口座振替依頼書は保育課・保育園でもお渡します）。

- ・口座振替依頼書は**児童一人につき1枚ずつ**記入してください。
- ・口座振替開始までは、納入通知書（納付書）を各月下旬頃に送付しますので、金融機関等の窓口でお支払いください。
- ・残高不足等で口座振替（引落し）ができなかった場合は、**翌月中旬**に納入通知書（納付書）を送付しますので、金融機関等の窓口でお支払いください。再度引落しはしません。残高不足等がないようご協力をお願いします。

### ●納付相談について

**利用者負担額（保育料）を滞納すると、財産の差押え等の滞納処分を受けることがあります。**利用者負担額（保育料）等を滞納し、一括での納付が困難となった場合は、**速やかに保育課にご相談**ください。

※地域型保育・認定こども園に在園している方については、各施設との直接契約関係にあり、利用者負担額（保育料）等の納付先は各施設であることから、納付が困難になった場合は、直接各施設にご相談ください。

## ●時間外・延長保育について

やむを得ない理由で通常保育時間内の送迎が困難な児童に限り、心身の発達状況を考慮した上で、時間外保育・延長保育を利用することができます。

	公立保育園	私立保育園	地域型保育・認定こども園
利用可能年齢	満1歳以上の児童 0歳（満1歳未満）児は心身の発達から保育標準時間認定を受けていたとしても、原則として通常保育時間内（8:30～16:30）の利用です。	各施設にお問合せください。	
必要書類	●草加市保育園等延長保育申請書（☆）等 ・入園後、必要書類を施設に確認してください。 ・承認を受ける必要があります。 ・延長保育の利用を中止する場合は「草加市保育園等延長保育中止届」（☆）を提出してください。		各施設にお問合せください。
提出場所	入園している保育園		
延長保育料	1か月当たり通常利用者負担額（保育料）の10% （100円未満切り捨て、上限3,000円） [下記 令和5（2023）年度 延長保育料金表 参照]		再延長保育料については、各施設にお問合せください。
保育短時間認定における延長保育利用料	利用ごとに1区分200円		
利用時間	各施設により保育時間が異なります。 [別冊] 保育施設一覧をご確認ください]		

☆…草加市の書式で提出してください。

●保育短時間の認定を受けた方で延長保育を利用した場合の延長保育料は、下記のとおりです。

イメージ

（例）公立保育園（延長保育がある園 7:00～19:00）の場合

7:00 7:30 8:30 16:30 18:30 19:00

延長保育 延長保育 通常保育 延長保育 延長保育

朝：1区分 200円ずつ

1区分につき200円です。  
（7:00～19:00まで利用すると800円です。）

夕：1区分 200円ずつ

参考

### 令和5（2023）年度 延長保育料金表（保育標準時間認定）

令和5（2023）年度の保育標準時間認定における延長保育料は、1か月当たり通常利用者負担額（保育料）の10%（100円未満切り捨て、上限3,000円）です。

定 義	延長保育料（月額）円			
	0～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4～5歳児 クラス	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0			
非課税（※）	0			
均等割の額のみ	600	400		
	800	600		
市区町村民税課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	1,100	900	800
	10,000円以上 19,600円未満	1,300	1,100	1,000
	19,600円以上 29,300円未満	1,600	1,300	1,200
	29,300円以上 38,900円未満	1,800	1,500	1,400
	38,900円以上 48,600円未満	2,100	1,800	1,600
	48,600円以上 60,700円未満	2,300	2,100	1,800
	60,700円以上 72,800円未満	2,500	2,400	2,000
	72,800円以上 84,900円未満	2,800	2,600	2,300
	84,900円以上 97,000円未満	3,000	2,700	2,300
	97,000円以上 121,000円未満	3,000	2,700	2,300
	121,000円以上 145,000円未満	3,000	2,700	2,300
	145,000円以上 169,000円未満	3,000	2,700	2,300
	169,000円以上 195,400円未満	3,000	2,700	2,300
195,400円以上 221,800円未満	3,000	2,700	2,300	
221,800円以上 248,200円未満	3,000	2,700	2,300	
248,200円以上 274,600円未満	3,000	2,700	2,300	
274,600円以上 301,000円未満	3,000	2,700	2,300	
301,000円以上 397,000円未満	3,000	3,000	2,600	
上記に該当しない世帯	3,000	3,000	2,800	

- ・父母が非課税で祖父母と同居している場合は、同居の祖父母の税額（税額の高い方）により算定します。
- ・減免等の適用により料金表の金額より低い金額に設定される場合があります。

### 3 保育課に届出が必要な場合

既に保育課に提出した書類内容（家庭状況等）に変更が生じた場合、下記を参考に必要書類を提出してください。

#### ●申込後

内容	提出書類
希望する保育施設を変更・追加したい	●希望保育所等変更届（☆）
保育を必要とする事由や内容に変更が生じた	保育を必要とする事由に該当する書類 [ P.8 参照]
申込時点と就労状況（内容）が変わった ※就労証明書の提出がない場合は、利用承諾取消し、又は退園とします。	◆就労証明書（☆）をすぐに保育課に提出（郵送可） ※入園日（毎月1日）までに申込時点と同等以上の就労時間及び日数の就労を開始してください。できない場合は入園取消し、又は退園とします。
保育所等入園申込みを取り下げたい	●保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届（☆）

#### 注意事項

- ・上記以外にも変更等がある場合は、保育課にお問合せください。必要に応じて書類を提出していただきます。
- ・書類提出は随時受け付けますが、申込締切日 [ 表紙 参照] までに提出されたものを利用調整（選考）等に反映します（申込締切後に提出された場合は、次回以降から反映）。
- ・世帯構成や住所・利用者負担額（保育料）等の算定に必要な書類に変更があった場合は、速やかに保育課に申出てください。

#### ●入園承諾後

内容	提出書類
申込時と就労先が変わった・就労時間が変わった	●保育課に申出 ◆就労証明書（☆） ※入園日（毎月1日）までに申込時点と同等以上の就労時間及び日数の就労が必要です。書類提出がない場合は、原則として入園承諾取消し又は退園とします。 [ P.12 参照]
入園を辞退したい	●保育課に申出 ●保育所等入園承諾辞退届・入園申込取下げ届（☆） ●希望保育所等変更届（☆） ※入園日までに辞退届又は取下げ届の提出がない場合は、入園者と同様に利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。 [ P.12 参照]

#### 注意事項

- ・上記以外にも変更等がある場合は、保育課にお問合せください。必要に応じて書類を提出していただきます。
- ・世帯構成や住所・利用者負担額（保育料）等の算定に必要な書類に変更があった場合は、速やかに保育課又は各利用施設に申出てください。

#### ●入園後（在園中の方）

内容	提出書類
[ P.2 ] の入園後の条件を満たした	[ P.2 参照] の上、書類を期日までに保育課又は各利用施設に提出
別の施設に移りたい	[ P.15 ] ●移園について 参照]
連続して休園した ※詳細は保育課にお問合せください。	●休園の理由及び期間を証明する書類（1か月以上3か月未満連続して休園した場合） ・児童や保護者の疾病や負傷等によってやむを得ず1か月以上休園した場合は、各利用施設及び保育課に申出の上、書類を提出。原則として3か月を超えて連続欠席した場合、在園継続は認められません。 ※保育料（副食費）の減免については、 P.17・18 参照。
退園したい	●退園日（予定を含む）がわかり次第速やかに保育課に申出の上、保育園等退所届（☆）を退園日までに保育課又は各利用施設に提出。 ※保育園等退所届の提出がない場合、利用者負担額（保育料）が発生します。 [ P.17 参照]

#### 注意事項

- ・上記以外にも退職（転職）、転居、離婚・結婚、出産など、世帯構成や家庭状況に変更があった場合は、各利用施設又は保育課にお問合せ又はご相談ください。必要に応じて書類を提出してください。
- ・利用者負担額（保育料）等の算定に必要な書類に変更があった場合は、速やかに保育課又は各利用施設に申出てください。
- ・年度替わりなど、必要に応じて保育を必要とする事由を確認します。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。

## 4 別途申込みが必要な施設・利用サービス

### 1 家庭保育室

家庭保育室の申請は、「令和6（2024）年度 家庭保育室入室手続のご案内」を確認してください。入室を希望する場合は、**別途申請が必要**です。

入室対象	・申請時に保護者と乳幼児が草加市の住民である方 ・家庭保育室に入室する時点で生後6週以上満2歳未満の健康な乳幼児
申請締切日	保育所等と同様 [[表紙] 参照]
保育利用期間	令和6（2024）年度のみ…令和6（2024）年4月～令和7（2025）年3月末
施設	宇佐美家庭保育室

### 2 1号認定（教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））について

次の施設を満3歳以上で教育を希望する場合は、教育・保育給付認定の1号認定（教育標準時間認定）を受ける必要があります。（1号認定で市外の施設を希望する場合も同様です。） [[P.4] 参照]

施設名	所在地	電話	定員（人）			保育時間	
			3歳児	4歳児	5歳児		
みのべ幼稚園	北谷2-31-1	941-8252	160 2歳児クラスを含む（※）	130	130	月～金	8:00～14:30
草加みどり幼稚園	栄町3-3-12	936-0815	50 満3歳児クラスを含む	70	70	月～金	8:30～14:30
幼保連携型認定こども園 あずま幼稚園（幼稚園部分）	遊馬町430	925-1741	40 満3歳児クラスを含む	40	40	月～土	8:30～14:20
かおりKaruna認定こども園 （幼稚園部分）	氷川町1080-1	928-4489	21	32	36	月～金	8:30～14:30

※2歳児クラスの満3歳未満は1号認定に該当しません。

#### (1) 1号認定（教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））入園までの流れ



1. 入園希望施設に直接申込みます。
  - 申込時期は各施設で異なりますので、直接施設に確認してください。
2. 施設から入園の内定を受けます。
  - 入園決定については、各施設が行います。
3. 「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書」（☆）を記入し、入園する施設に提出してください。
  - 該当者のみ必要な書類 [[P.9・10] 参照] の🌸印の書類も併せて提出してください。
4. 保育課より「支給認定証（1号）」を自宅に送付します。
  - 施設から提出のあった「3.の書類」を保育課で受理後、自宅に送付します。施設を利用する上で必要なものですので、大切に保管してください。

#### 注意事項

1号認定（教育標準時間認定）を受けても、幼稚園等が行う預かり保育は無償化の対象となりません。預かり保育を無償化の対象とするには、「新2号認定」又は「新3号認定」を受ける必要があります。  
⇒認定要件がありますので、詳細は「幼児教育・保育の無償化リーフレット」を参照してください。  
（リーフレットは保育課窓口で配布、市ホームページに掲載しています。）

#### (2) 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分））の利用者負担額（保育料）

利用者負担額（保育料）は全額無償化となります。

なお、給食費（主食費・副食費）については、施設で定められている料金がかかります。（低所得世帯及び多子世帯については副食費の免除制度があります。下記参照）

#### (3) 1号認定の副食費免除制度

年収360万円未満相当（市区町村民税所得割額77,101円未満）世帯又は多子世帯（小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる世帯）は副食費の免除制度があります。対象者へは市より免除通知を送付します。

### ③ 一時保育について ※各施設に直接申込みをしてください。

保護者が仕事や急病、冠婚葬祭、買い物、リフレッシュ等により一時的な保育が必要な場合、次の保育施設等で一時保育が利用できます。持ち物や費用等の詳細については、各施設にお問合せください。（施設の都合で休止になる場合があります。）

施設名	住所	電話	対象年齢
① 草加市保育ステーション	高砂2-11-17	920-1120	満1歳 ~ 就学前
② 優優保育園	西町932-2	920-3020	生後57日 ~ 就学前
③ 草加なかよし保育園	谷塚仲町353-1	922-0369	生後57日 ~ 就学前
④ にっさとの森保育園	新里町1148-1	921-2310	満1歳 ~ 就学前
⑤ 草加にじいろ保育園	八幡町336-1	936-2488	生後57日 ~ 就学前
⑥ 草加松原どろんこ保育園	松原1-5-9	934-5856	生後57日 ~ 就学前
⑦ 草加あおぞら保育園	瀬崎2-47-1	922-5678	生後57日 ~ 就学前
⑧ ニコニコルーム	高砂1-6-34 ステラコート1F	925-2548	満1歳 ~ 就学前
⑨ 草加星の子保育園	栄町3-2-6	960-0305	生後57日 ~ 2歳児クラス
⑩ まつばら保育園	松原1-1-6 ルネッサンスA棟301	943-7000	満1歳 ~ 就学前
⑪ わかば中央保育室	高砂1-3-22 サン・マリオン1F	920-2525	生後57日 ~ 就学前
⑫ ニコニコ保育園	高砂2-17-23 T.木村102	925-2518	1歳児 ~ 就学前
⑬ こだま保育園	青柳8-29-5	935-4141	1歳児 ~ 就学前
⑭ 草加市ファミリー・サポート・センター	高砂2-11-17	920-1100	0歳 ~ 小学校6年生
きたうら保育園	現在休止中です。再開については広報そうか・市ホームページ等でお知らせします。		
あすま保育園			

### ④ 送迎保育について ※利用を希望する場合、保育課へお申込みください。

保育園への送迎による保護者の負担軽減や保育園の利用を促すため、送迎保育を実施しています。

市内3か所の送迎保育ステーションにおいて、保護者から児童を預かり、実施している保育園へ専用バスでの送迎及びそれに伴う保育を実施するものです。

実施日	保育園の休園日を除く月曜日～金曜日 (土曜日は実施していません)
送迎時間	送り時間：午前7時～バス出発時間まで 迎え時間：午後4時30分～最長で午後7時まで
対象年齢	満2歳以上 ※児童の発達等の状況により、安全な送迎が難しい場合、利用できないことがあります。
費用	月額 2,000円
令和5(2023)年度 送迎実施園 (令和5(2023)年10月現在参考)	たかさご保育園、あすま保育園、にしまち保育園(耐震補強工事期間のみ)、ひかり幼稚園
注意事項	送迎保育ステーションからの距離や交通の関係で利用できる園に限られます(毎年見直しを行います)。また、送迎バスの定員や送迎保育ステーションの預かり状況等により、希望しても利用できない場合があります。詳しくは、保育課にお問合せください。

### ⑤ なかよし広場について ※利用を希望する場合は、事前に各園にお問合せください。

公立保育園では、保育園児との交流を通じた遊びの場、友だちづくりの場として、年7回程度地域の子も達に園庭開放をしています。[開催日等は市のホームページ参照]

### ⑥ 育成保育について ※利用を希望する場合は、事前に保育課にお問合せください。

市内の公立保育園では、入園対象となる児童の中で、心身の障がいや発達に課題を持つなど、特別な配慮を必要とする児童を対象とした保育(育成保育)を行っています。

## 5 Q&A よくある質問

**Q** 申込みはいつからどこでできますか？ 郵送でも申込みできますか？

**A** 4月入園一斉（1次）申込みは草加市中央公民館又は郵送（各受付期間中のみ）、4月入園2次申込み及び5月入園以降の申込みは草加市役所保育課窓口又は郵送で、締切日までに申込みをしてください。受付期間や締切日について〔表紙〕参照  
●郵送での申込みについては、特定記録郵便を利用してください。

**Q** 申込みをすれば必ず入園できますか？ 先着順ですか？

**A** 必ず入園できるとは限りません。また、先着順ではありません。  
●入園は草加市保育実施基準表・調整指数表に基づき点数を付し、利用調整（選考）します。点数の高い児童から順に入園承諾を決定します。〔P.13・14〕参照  
●定員は各保育施設と調整の上決定しますが、欠員がない又は申込者多数等の理由で、入園できない場合があります。

**Q** 何点で入れますか？ 倍率は？ 人気の園はどこですか？ 待機児童数は何人ですか？

**A** 各施設ごとの入園者の倍率は出していません。  
●施設別の在籍・待機児童数や各月選考後の空き人数は市ホームページで公開していますが、希望施設の数に制限がなく、利用調整（選考）の度に変動するので、どの園が人気といった内容・実質倍率や何点で入園できるとは言えません。

**Q** 兄弟姉妹の同時申込みで同じ施設に入園したい場合、どのように記入すればよいですか？

**A** 【草加市保育所等入園申込書】の希望する保育所等の希望施設欄を兄弟姉妹で同じ施設を記入し、【確認票】表面の確認事項の欄を〔①兄弟姉妹が同一時期に同一施設に入園できるまで待機する〕に〇をします。  
※利用調整（選考）の結果、兄弟姉妹のどちらかが保留（待機）になった場合、兄弟姉妹のどちらとも保留（待機）になりますのでご注意ください。

**Q** 1歳の誕生日がきたら（満1歳になったら）、1歳から入園できる保育施設に申込みますか？

**A** 申込みできません。  
●入園年齢（クラス）は4月1日時点の年齢で決まります。〔別冊〕保育施設一覧 参照

**Q** 施設の希望順位は利用調整（選考）に影響しますか？ 希望施設の数が多い方が入園しやすいですか？

**A** 希望順位による有利・不利はありません。「1施設のみ希望が有利」ということもありません。空きの有無にかかわらず、通える範囲で希望する施設を希望する順に記入してください。  
●「指数が同点だった場合」、希望施設の数が多い方が少ない方より優先順位が上です。ただし、利用承諾後に入園を辞退した場合、翌月以降から（年度末まで）の利用調整（選考）で、減算しますのでご注意ください。〔P.13・14〕参照

**Q** 現在妊娠している子どもについて、出生前でも申込みができますか？

**A** 申込みできます。  
●希望する施設の入園年齢を確認してください。出生後57日目から預かる施設があります。〔別冊〕保育施設一覧 参照  
※入園希望月の1日の時点で、希望する保育所等の入園年齢要件を満たさない場合は、入園申込みは無効となり、翌月以降に改めて利用調整（選考）を行います。

**Q** 現在、就労していませんが申込みはできますか？

**A** 保育を必要とする事由を求職活動とし、申込みことができます。  
●【入園に関する誓約書】を記入し提出してください。  
※入園後、入園月から2か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。〔P.2〕参照

**Q** 保育を必要とする事由を証明する書類は誰のものが必要ですか？

**A** 申込み児童の父と母、65歳未満の祖父母等（義務教育対象者及び乳幼児を除く）同居者全員の分が必要です。  
●就労証明書は申込締切日から起算して3か月以内の証明が有効です。〔P.8〕参照

**Q** 兄弟姉妹で同時に申込みをする場合、父と母の就労証明書は子ども一人につきそれぞれ必要ですか？

**A** 同時に申込みをする場合、世帯（家庭）で子どもそれぞれにつき用意する必要はありません。  
●就労証明書は両親（申込児童の父と母）分を世帯で1部用意してください。

**Q** 正社員とパート・アルバイトだったら、正社員の方が入園に有利ですか？

**A** 雇用形態は利用調整（選考）に影響しません。  
●就労の時間や日数などで指数が決まります。〔P.13・14〕参照

**Q** 申込み中の希望施設は変更できますか？

**A** 締切日までであれば変更できます。  
●申込締切日までに【希望保育所等変更届】を提出してください。申込締切日後に提出された場合は、次回の利用調整（選考）から反映します。〔表紙〕参照

**Q** 申込みの際、不足書類がありました。未提出の書類を提出したいです。提出した書類の内容に変更がありました。追加の書類を提出したいです。

**A** 不足書類、追加・変更する書類を提出してください。  
●申込締切日までに提出された書類の内容で利用調整（選考）を行いますので、未提出の書類がある場合、利用調整（選考）で不利になる場合があります。  
●申込締切日後に提出された書類の内容については、次回の利用調整（選考）から指数に反映します。  
●既に利用承諾を受けている場合、書類の変更内容によっては、利用承諾を取消しとする場合があります。ご注意ください。